

## 第8回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について

### 【 基本方針・重点課題・計画期間】

#### ・犯罪（再犯）防止のための取組

具体的犯罪減少数値目標を掲げて、犯罪種別、地域、性別、事件背景等を検証すべきとの要望について

当省の所管業務との関係では、具体的犯罪減少数値目標を掲げてこれを推進することはなじまないが、犯罪を犯した者による再犯を防止するため、犯行の背景や原因等についての証拠収集・分析を行い、改善更生のための指導、犯罪被害者等への出所情報等の通知などを行っているほか、各種統計や実態調査結果などを基にして、犯罪の動向やその原因を調査研究し、当省の政策に反映させるよう努めている。

加害者の謝罪反省が大事である点を、行政や司法は考え、立法面でも整備すべきとの要望について

「立法面でも整備すべき」とする趣旨は必ずしも明らかではないが、行政面では検察・矯正・保護の各段階において加害者の反省と真摯な謝罪を促すべく努めており、司法の場においても、被告人質問や量刑判断等の場面において適切に考慮されているものと承知している。

### 【第1 基本方針】

#### ・新たな基本方針の追加

基本方針に、刑事司法は犯罪被害者等のためにもあることを明記すべきである／刑事司法は犯罪被害者等のためにもあることを明言すべきとの要望について

基本方針は、犯罪被害者等のための施策の総合的・長期的な展開を図るに当たってすべての施策が基本とすべき方向性・視点を明確にするためのものであるから、必ずしもすべての施策の基本となるわけではない「刑事司法が犯罪被害者等のためにもあること」を基本方針に追加することは適当でないと考えられる。

もとより、犯罪被害者等のための施策を検討するに当たって、犯罪被害者等

の置かれた立場，その心情，名誉等を十分に踏まえて行わなければならないことは当然であるところ，基本方針には，既に，「尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること（犯罪被害者等の尊厳を重んじ，個人の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること）」及び「個々の事情に応じて適切に行われること（犯罪被害者等のための施策を，被害の状況及び原因，犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ずること）」が掲げられており，刑事司法に関連する施策の検討に当たっても，当然のことながら，このような方向性・視点が基本とされるものと考えられる。

## 【 重点課題に係る具体的施策】

### 【第1 損害回復・経済的支援等への取組】

#### 【1．損害賠償請求についての援助等（基本法第12条関係）】

##### 【(1) 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向で検討及び施策の実施】

刑事裁判と民事裁判を同時に行う附帯私訴制度の導入 / 「法務省において，損害賠償の請求に関して刑事手続の成果を利用することにより，犯罪被害者等の労力を軽減し，簡易迅速な手続とすることのできる制度について，附帯私訴制度を新たに導入する方向で必要な検討を行い，2年以内を目途に結論を出し，その結論に従った施策を実施する。」と修正すべき / 無保険者による交通事故も後を絶たないため，損害賠償命令制度，没収，追徴も確実に実施してほしい / 「法務省において，附帯私訴，損害賠償命令，没収，追徴を利用した損害回復等，…」について，「損害賠償命令を利用した」の部分を削除してほしい。附帯私訴導入を希望する / 刑事裁判に関して，今後は「附帯私訴」の制度を希望するが，被害者側が刑事裁判と民事裁判を別にすることも選択できるようにしてほしい / 附帯私訴制度や損害賠償命令制度の導入については，加害者側の諸事情が公判や判決に影響できるような配慮がないと加害者・被害者のバランスを崩すことにつながる。 / 附帯私訴制度の導入については，被疑者・被告人の防御権社会復帰等との関係でも，被害者保護をより充実させることとの関係でも，慎重な検討をすべき / 被害者の損害回復・経済的支援への取組みに関しては，被害者等の労力を軽減し，簡易迅速な手段によって実現できる我が国にふさわしい制度を検討すべきであるが，その方法として，附帯私訴及び損害賠償命令の制度は導入すべきではないとの要望について

外国で行われている附帯私訴や損害賠償命令の制度をそのままの形で我が国に導入することにつき，検討すべき様々な問題点があることは，既に本検討会での議論においても指摘されているが，今回寄せられた意見をみても，附帯私訴や損害賠償命令制度の導入については，賛否両論があることがうかがえる。

法務省としては，このような意見等をも十分に踏まえながら，損害賠償の請

求に関して刑事手続の成果を利用することにより，犯罪被害者等の労力を軽減し，簡易迅速な手続とすることのできる制度について，我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で，必要な検討を行ってまいりたい。

【(3) 公費による弁護士選任，国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討】

事件発生直後から弁護士を依頼できるように，被害者にも国選弁護士を付けてほしい／公費による被害者支援弁護士制度は，積極的に導入する方向で検討すべき／「上記(2) 記載の検討の会において，特に公費による弁護士選任は犯罪被害者等の権利であることを前提に，社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。」と修正すべき／弁護士が介在したときは，その費用を依頼者に請求するのではなく，弁護士会や司法支援センターを通じて国に請求するようにしてほしいとの要望について

被害者のための公費による弁護士選任については，基本計画案（骨子）におけるとりまとめのとおり，給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置される検討の会において，社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて議論がなされるべきである。

【(4) 日本司法支援センターによる支援】

法廷への付き添いや法律相談の無料サービスを実施してほしいとの要望について

法廷への付き添いについては，日本司法支援センターにおいて，そうした支援を実施している犯罪被害者支援団体等の機関を被害者の方に紹介することが考えられる。

法律相談の無料サービスについては，被害者のための公費による弁護士選任の問題の一環として，同問題と同様の枠組みにおいて議論がなされるべきである。

人身取引被害者に対し，住所や在留資格にかかわらず，総合法律支援法による支援を可能とすべきとの要望について

日本司法支援センターにおいては，基本的に，住所や在留資格にかかわらず，誰でも，支援センターの提供するサービスを利用することができる。

ただし，民事法律扶助業務については，民事法律扶助が，限りある財源の下で訴訟代理費用を立替えることなどによって資力に乏しい者を援助しようとする社会福祉的側面を持つものであり，国民及び国民と同様の扱いをすべき者に限定することが相当であるということから，「国民若しくは我が国に住所を有

し適法に在留する者」がその対象とされている（総合法律支援法第30条第1項第2号）。

我が国に住所や在留資格を有しない人身取引被害者に対する民事法律扶助については、犯罪被害者のための公費による弁護士選任の問題の一環として議論がなされるべきである。

日本司法支援センターによる支援については、現行の支援制度の存続及びその拡充について、総合法律支援法の改正を含め、さらに検討してほしいとの要望について

日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援業務の在り方については、業務開始後の実施状況などを踏まえて、その拡充等の検討がなされるべきである。

日本司法支援センターの機能及び支援に関する速やかな具体的情報の提供をしてもらいたいとの要望について

日本司法支援センターの機能や支援に関する具体的情報の提供については、犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知の一環として、関係機関とも連携しつつ、十分に行うこととしたい。

#### 【(5) その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備等】

刑事段階で不起訴にされてしまい、なおかつ調書等の開示がされなかったら、遺族は永久に事故の真実を知ることができなくなり、被害者の人権侵害の虞があり、遺族への不起訴記録開示は絶対必要である。「法務省において、犯罪被害者等は不起訴記録の開示を原則として権利として求められることを前提として、その範囲を限定すべき場合について具体的な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度の周知徹底を行う。」と修正すべき。/「法務省において、公判記録の閲覧・謄写は犯罪被害者等の権利であることを法律に明記したうえで、その範囲を限定すべき場合について具体的な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。」と修正すべき/損害賠償請求の実効性確保のために、刑事手続の公判記録について、犯罪被害者が閲覧・謄写できる範囲を拡大する方向で検討することは賛成である。ただし、被告人その他関係者のプライバシーが不当に侵害されることのないようにするとともに、被告人の防御権や弁護人の弁護権が不当に侵害されることがないように配慮されるべきである。また、刑事確定記録の謄写については、刑事確定訴訟記録法には、記録の閲覧の規定は設けられているものの、謄写については、明文上明らかにされていない。そこで、今回制度を見直すに当たって、犯罪被害者等が刑事確定記録を謄写できることを法律上明確に

すべきであるとの要望について

(不起訴記録の開示について)

検察当局においては、遺族等の方々にはできるだけ御理解をいただくため、不起訴処分を行う前に十分な説明を行うように努めており、不起訴処分を行う場合に、遺族の方々から御希望があるときは、捜査等の支障がない範囲で、検察官において、処分の内容やその理由の骨子をきちんと説明するように徹底している上、今後も引き続き、そのように対処するものと承知している。

不起訴事件記録については、それが公になった場合、関係者の名誉等を侵害し、捜査公判への支障を生じるおそれがあることから、刑事訴訟法第47条により、原則として、公にすることが禁止されており、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合に限り、公にすることが許されていることから、犯罪被害者等に対する不起訴記録の開示を原則として権利として認めることには問題があると考えます。もっとも、不起訴事件記録については、一定の要件の下で弾力的に開示する運用を行っているところであり、今後とも、その適切な運用に努めてまいりたい。

(公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大について)

公判記録の閲覧・謄写については、損害賠償請求の実効性を確保するという犯罪被害者等の利益を図るとともに、関係者の名誉若しくは生活の平穩を害し、又は捜査若しくは公判に支障を生じさせるおそれがあるなどの弊害にも配慮する必要があり、今回寄せられた意見においても、公判記録を原則として閲覧・謄写させるべきであるとの意見がある一方で、関係者のプライバシー並びに被告人の防御権及び弁護人の弁護権を不当に侵害することのないように配慮すべきであるとの意見が出されているところである。

法務省としては、このような意見等をも十分に踏まえながら、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大する方向で、必要な検討を行ってまいりたい。

なお、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大するためには、法改正が必要であることから、この検討のために要する期間としては、他の法改正を要する施策と同様に、2年以内とすることが適当であると考えられる。

(刑事確定記録の謄写について)

刑事確定記録については、何人もこれを閲覧することができるのが原則であるところ、謄写物が一般に公表されるというような事態が生じた場合には、その及ぼす影響は、記録を閲覧した者がその知りえた事項をみだりに用いた場合とは比較にならないほど大きいことから、一般的に記録の謄写を許すと規定することには問題があると思われ、記録を保管する検察官において、個々の事案に応じて謄写の許否を判断するのが相当である。

なお、犯罪被害者等保護法は、公判中の記録について、被害者等やその代理人に対し、一定の要件の下に閲覧・謄写を認めるものであり、原則として何人

も閲覧することができる刑事確定記録と同列に論じることはできない。

自賠償保険金の支払いについて，司法支援センターで相談できるようにしてほしいとの要望について

日本司法支援センターにおいては，自賠償保険金の支払いに関するものも含め，法による紛争解決のための制度や適切な相談窓口に関する情報を提供することが想定されている。

作業報奨金とともに，領置金からの支払いを奨励することも検討すべきとの要望について

領置金は，被収容者が施設に入所する際，所持携帯してきた金銭や，在所中に外部の人から差入れられた金銭であり，法令に基づき国が一時的に保管しているだけに過ぎないため，御指摘のように，その用途にまで介入できる性質のものではない。

もとより，矯正施設においては，受刑者に対し，被害者やその家族の置かれた状況や心情を理解させ，自らの犯した罪に関する内省を深め，罪障感やしょく罪意識をかん養するための「被害者の視点を取り入れた教育」を行っており，実効のあるものとするよう努めている。

「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」第77条を発展させることも検討すべき。具体的には，刑務作業から収益を得る方法を検討し，その収益を被害者への賠償等に利用できるような制度を実現できないか／実施の運用にあたっては，使用目的の優先順位，額（総額に対する使用を許可する割合）や使用の時期等につき，規則や命令等で詳細に定めるべき／僅かの金額を送り，被害弁償をしたとの意識を持たれなくない等の理由から，受刑者が作業報奨金を被害者に対する損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用については，やめてほしいとの要望について

作業報奨金は，刑務作業に就いた者に対し，作業に就いた時間や技能の程度等に応じて支払われる金銭であり，原則として，釈放の際に支給されるものであるが，釈放前に支給を受けたい旨の申し出があり，相当の理由があると認められる場合は，支給することができることとされ，支給された時点で本人の財産となる性質のものである。

一方，刑務作業における収益は，「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」第76条において，作業の実施による収入は，国庫に帰属するとされており，作業報奨金は，刑務作業の収益のうちから労働の対価として支給されているものではないことから，刑務作業の収益を被害者への賠償等へ利用する制度の実現は困難である。

したがって、作業報奨金は、使用目的の優先順位、額や使用の時期等について国が介入できる性質のものではない。

もとより、矯正施設においては、受刑者に対し、被害者やその家族の置かれた状況や心情を理解させ、自らの犯した罪に関する内省を深め、罪障感やしょく罪意識をかん養するための「被害者の視点を取り入れた教育」を行っており、実効のあるものとするよう努めている。

#### ・賠償責任対象の拡大

二親等程度の親族に賠償責任を法律で負わせてほしいとの要望について

民法は、不法行為責任について、当該不法行為をした者のみに帰属し、他人がした不法行為による責任を負わないという、いわゆる自己責任主義を採っている。この自己責任主義は、過失責任主義とともに、近代私法の基本原理だとされ、社会経済的には、個人の自由な経済活動を保障する機能を有するものである。

御要望の趣旨が、加害者の二親等程度の親族に無条件で賠償責任を負わせるべきであるとするると、上記の自己責任主義に反することとなり、また、二親等程度の親族といっても実際の間人関係・生活状況は様々であり、一律に賠償責任を負わせる合理的な根拠も見あたらないものとする。

#### ・損害賠償請求期間の延長

損害賠償の請求期間（時効）の延長（主に遺族にとっては、悲しみから立ち上がるのに時間がかかり、当会員でも時効になってしまう者が毎年いる。さらに2年ほどの期間延長をしてほしい / 民事訴訟期限（3年）を廃止すべき / 判決ないしそれに類する書類が10年で時効になる現状を賠償完遂時まで有効としてほしいとの要望について

民法上、不法行為による損害賠償請求権は、被害者が損害及び加害者を知った時から3年間で時効消滅し、不法行為の時から20年を経過したときも同様とするとされている（民法724条）。

このような規定が設けられている趣旨は、一般に、時間の経過により成立要件の立証や損害額の認定が困難となることに加えて、3年間の消滅時効については、権利行使が現実的に可能となっているにもかかわらず、3年間もこれを行ってしなかったものであること、20年間の期間制限については、3年間の消滅時効の起算点が被害者の主観的事情により左右されることから生じる不安定な法律関係を一定期間の経過により確定させる必要があることにあると解されており、このような規定の趣旨には十分な合理性があるものとする。

そして、確定判決や裁判上の和解等によって確定した権利については、その時効期間は10年間と定められている（民法174条の2第1項）。

短期消滅時効にかかる債権について、確定判決後もその前の時効期間と同一とすると、債権者は、確定判決後も、短期で消滅時効することを防ぐために、すぐに再び訴えを提起しなけりばならなくなるという実際上の不都合が生ずるばかりでなく、すでに確定判決によって債権の存在が公に確認され、強い証拠力が与えられている以上、これに短期の消滅時効を適用するという根拠は乏しいことから、昭和13年、同条が追加されたものである。したがって、同条を追加する改正によって、むしろ、不法行為被害者にとって有利な法体制が整備されたといふことができる。

・加害者の厳罰化等

事件後の加害者の資産を凍結すべきとの要望について

現行法の下でも、被害者の加害者に対する損害賠償請求権を保全するために加害者の資産の処分を禁止する必要がある場合には、民事保全法上の仮差押えの制度によってその目的をとげることができる。保全の必要性の有無や程度(どの範囲の資産の処分を禁止する必要があるか等)は事件によって千差万別であるから、事件後の加害者の資産を一律に凍結するような制度を設けることは適切ではないと考える。

賠償を怠る加害者について、居住地・勤務地・資産状況等の情報が、被害者側の判決ないしそれに類する書類の提示によって得られるようにしてほしいとの要望について

民事執行法に財産開示手続(債権者の申立てにより裁判所が債務者に対して財産状況の開示を命ずる手続)が設けられており、被害者は、これによって、賠償を怠る加害者の資産状況に関する情報を得ることができるようになっている。仮に御要望の趣旨が、加害者の資産状況に関する情報を国が収集・管理し、これを被害者に提供すべきとの御意見であるとする、個人情報保護やプライバシー保護といった問題があるため、そのような新たな制度を設けることは困難である。

民事の判決・和解の不履行に対する罰則を設けるべきとの要望について

民事訴訟は、請求権の存否などの紛争について一定の公権的判断を示すものであり、判決等により債権者の請求権の存在が確認されたにもかかわらず債務者が任意に履行しない場合には、当該判決等に基づいて強制執行することにより請求権の実現を図ることができるものとされている。

御要望のように、判決等によってその存在が確認された請求権について債務者が任意に履行しない場合に罰則を設けることについては、そもそも債務の不履行について直ちに当罰性が認められるか疑問であるし、刑法の謙抑主義等に



照らしても、そのような制度の導入は困難である。

【 2 . 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第 1 3 条関係）】

【(4) 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施】

海外における犯罪事件の場合，事件発生直後の捜索・身元確認のための渡航費用，通訳の費用，遺体の搬送費用及び公判のための出廷費用等は刑事事件の捜査に関わるものとして，公費によって支出されるべきとの要望について

「公判のための出廷費用」に関しては，日本の刑事訴訟手続においては，証人の旅費・日当が支給されることとなっており，外国の刑事訴訟手続において証人の旅費・日当が支給されるかどうかは，当該外国の国内法や個別裁判における当該証人の必要性等を勘案し，当該刑事訴訟を行う国により決せられるべき事柄である。

国による新たな犯罪被害者補償制度（弁護士費用の補償）を創設してほしいとの要望について

1 の(3) で述べたとおり，被害者のための公費による弁護士選任については，基本計画案（骨子）におけるとりまとめのとおり，給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第 1 3 条関係）に関して設置される検討の会において，社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて議論がなされるべきである。

【 推進体制】

【(1) 国の行政機関相互の連携・協力】

犯罪に関わる全ての場面及び手続において，犯罪被害者等の権利が保障されなければならないことを前提として，各機関が犯罪被害者等の権利保障のために果たすべき役割を明確にするため，警察法をはじめ各省設置法等の関係法令の改正を行うべきとの要望について

犯罪被害者等の権利利益の擁護については，犯罪被害者等基本法において明記されている。また，同法に基づき内閣府に設置された「犯罪被害者等施策推進会議」及びその所掌事務については，内閣府設置法第 4 条第 2 項に規定されている。現在，犯罪被害者等基本法に基づいて，犯罪被害者等基本計画を策定中であり，最終的に同計画に盛り込まれた当省関連施策の中で，現行の法務省設置法等における当省の任務規定又は所掌事務の範囲を超える部分があれば，同法等の改正を行うこととなる。

【(4) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映】

刑法改正に際しての被害者からの意見聴取を実施してもらいたいとの要望について

法務省においては、これまでも、刑法の改正の要否・内容を検討するに当たっては、犯罪被害者等をはじめとする国民一般の方々の意見を十分に踏まえてその案を作成した上で、外部の有識者を主な構成員とする法制審議会における審議を経てその内容を確定した後に法律案を国会に提出しており、また、このような法律案が成立するためには、国会において、国民の代表者たる国会議員による審議を経なければならないことから、これらの過程において、犯罪被害者等をはじめとする国民一般の方々の意見が十分に反映されることになるものと考えられる。

犯罪被害者等基本計画案試案（第8回検討会用事務局案）  
に対する意見（法務省）

〔策定の目的（計画期間を含む。）・基本方針・重点課題〕

犯罪被害者等の置かれている状況等について、必ずしも一般化できないのではないかとと思われるものを断定的に記載されている部分が多く見られるように思われる。これを読んだ者に誤解等を与えないためにも、適切な表現に改めるべきである。

また、項目間の記載内容に、内容的に見て重複する部分があるので、さらに整理し、項目立てについても再検討するのが相当であると思われる。

犯罪被害者等基本計画案試案（第8回検討会用事務局案）  
に対する修文意見（法務省）

〔推進体制・第1 損害回復・経済的支援等への取組〕

【1．損害賠償・経済的支援等（基本法第12条関係）及び2．給付金の支給に係る制度の充実等の〔現状認識〕について】

- 1 本基本計画骨子における、各〔現状認識〕は、その内容や、「～との指摘がある。」との締めくくり方から、現在の状況について犯罪被害者等又はその支援団体等から寄せられている問題意識をまとめたものであると理解してきたが、個々の〔現状認識〕欄の書きぶりによっては、認識の主体が曖昧になっているものが見受けられる（例：Ⅴ第1 1．損害賠償の請求についての援助等）。これは、〔現状認識〕という表題に問題があると思われるので改めるのが適当であり、例えば、〔現状に対する犯罪被害者等からの指摘事項〕などに改めるのが相当である。
- 2 仮に、〔現状認識〕が、本検討会（ひいては推進会議）自身の認識を示すものとして位置付けられるならば、その内容については、正確性が求められ、読むものに誤解や先入観を与えない内容とするべきであるが、その意味において現在案（内閣府改訂版を含め）にはいくつかの問題点がある。そのうち、10月3日付け事務連絡に添付されていた事務局案に係る部分についての問題点は以下のとおりであり、それぞれ修文されるべきである。

1．損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）の〔現状認識〕

「多くの犯罪被害者等は、思いがけない犯罪等により、生命を奪われ、健康な体を損なわれ、かけがえのない財産を奪われ、多大の損害を被り、経済的に困窮する。」  
（理由）

生命犯、身体犯、財産犯等の被害を一括りにし、被害の内容や程度に個人差があることを捨象した書きぶりであり、一見多くの犯罪被害を網羅しているようであり、さほど重大な損害を被っていない犯罪被害者や、経済的に困窮していない犯罪被害者はこれから述べられる施策の対象外であるとの印象を与えかねない内容となっている。また、列挙されている犯罪被害と、被害者が「経済的に困窮する」こととは論理必然の関係ではない。これらはいずれも誤解を与える表現であり、適宜な形に改めるか、削除するべきである。

「その損害の金銭的回復は、犯罪被害者等が自ら行う加害者の不法行為を原因とする損害賠償の請求にかかっている。」

（理由）加害者から自主的に被害弁償及び慰謝料等の支払いがなされることもあるが、その点が捨象され、あたかも被害者自身が要求しなければ一切弁償を受けることができないかのような誤解を与える表現である。

「損害賠償の請求は、…金銭的な回復を図るためのものというだけでなく、当該犯

罪等に係る事件の全容を把握し，犯罪被害者等の名誉を回復するとともに，加害者に謝罪や反省を求める機会としての重要な意味を有している。」

(理由) 不法行為に基づく損害賠償請求は，あくまでも不法行為による金銭的な損害の回復を図るためのものであり，その中で不法行為の全容解明や被害者の名誉回復等があるとしても，請求の過程における事実上の効果に過ぎない。ただしこの部分は一部原案にもあったので，その趣旨を維持して残すとすれば，「損害賠償の請求は，…金銭的な回復を図るためのものであるが，これに加えて，～機会としての重要な意味を有しているとの指摘がある。」とするのが相当である。

「しかしながら，…」以降については，原案に戻すべきである。

(理由)

まず，修正案のうち「訴訟になると，高い費用と多くの労力・時間を要すること，訴訟に関する知識がないこと，独力では証拠が十分に得られないこと，加害者の所在等の情報が不足していることなど，犯罪被害者等は，損害賠償を請求する上で多くの困難に直面する。」(4ページの下から9行から5行まで)については，犯罪被害者等が常に「高い費用と多くの労力・時間を要すること，訴訟に関する知識がないこと，独力では証拠が十分に得られないこと，加害者の所在等の情報が不足していること」に直面しているとの誤解を招くものと思われる。

次に，「そして，そのような困難を乗り越えて訴訟で勝訴判決を受けても，加害者に賠償能力が欠如していたり，賠償を殊更拒まれ執行に困難を来たすなど，損害回復の目的を果たせないことがむしろ通例であって，」(下から4行から1行まで)のうち，

ア 「賠償を殊更拒まれ執行に困難を来たすなど，」については，そもそも「執行」は債務者(本件では加害者等)が任意に(損害賠償)債務を履行しない場合に行われるものであるから，債務者が損害賠償債務を履行しないから「執行」に困難を来すという記述は論理的に矛盾している。

イ 「…損害回復の目的を果たせないことがむしろ通例であって，」(下から2行から1行まで)については，統計的根拠に基づくものなのか疑問がある。また，損害賠償の目的を果たせないのは，加害者に賠償能力が欠如している場合の問題であり，加害者に賠償能力がある場合には勝訴判決に基づいて強制執行をすることによって目的を達することができるのであって，強制執行の手續に問題等があるわけではないから，あたかも強制執行の手續に何か問題があるかのような誤解を与えるという意味でも，このような記述は不相当である。

仮に原案に戻すことが困難である場合には，修正案について，下記のとおり(青)が必要であると考えられる。

しかしながら，~~多くの犯罪被害者等にとって、損害賠償の請求によって加害者と対峙することは、~~  
~~の更なるかわりを忌避し、あるいは恐れること、加害者の賠償能力が欠如していること、~~  
~~高い費用がかかること、多くの時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、証拠が~~  
~~不足していること、加害者の所在等の情報が不足していることなどの理由により、損害賠償の~~

~~請求を躊躇することが少なくなく、犯罪等によって傷つき疲弊している精神に更なる負担を与えることにもなる。また、訴訟になると、高い費用と多くの労力・時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、独力では証拠が十分に得られないこと、加害者の所在等の情報が不足していることなどの理由により、犯罪被害者等は、損害賠償を請求する上で多くの困難に直面しているとの指摘がある。そのため、損害賠償の請求を躊躇する犯罪被害者等も少なくないと考えられる。そして、そのような困難を乗り越えて訴訟で勝訴判決を受けても、加害者に賠償能力が欠如していたり不十分である場合には、賠償を殊更拒まれ執行に困難を来すなど、損害回復の目的を果たせないことがありえむしろ通例であって、現在の損害賠償制度が犯罪被害者等のために十分に機能しているとは言い難いとの指摘がある。~~

## 2 . 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）の〔現状認識〕

「多くの犯罪被害者等は、～多大の損害を被る。」

（理由） の指摘と同旨。ただし、給付金等による経済的補填の検討対象となるのは、専ら重篤な犯罪被害に係る犯罪被害者が中心であるとの認識を前提とするならば、犯罪被害者の範囲について誤解を与える懸念はないかもしれないが、「多くの犯罪被害者等は、～」という書きぶりは適切とは言えず、「犯罪被害者等の中には、～者も多い。」などとするのが適当である。

### 【(9) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当する制度の十分な運用（P8）について】

「(9) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当する ことを可能とする 制度の十分な運用」

（理由） 表現ぶりについて正確性を期するため。